

電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

沖電送送統発第 14 号
令和 4 年 7 月 27 日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号
沖 縄 電 力 株 式 会 社
代表取締役社長 本 永 浩 之
社長執行役員

電気事業託送供給等収支計算規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準）1. に規定する基準

1. 発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。

「電気事業の託送供給等収支に関する監査について（令和4年6月21日 20220615 電委第5号）」
1(3)、(6)及び(7)に規定する基準

1. 電気事業営業収益のうち、送配電部門の収益が、電気事業託送供給等収支計算規則別表第1「事業者に係る託送供給等収支配分基準」（以下「本基準」という。）1. に基づき、次のとおり整理されていること。

(3) 地帯間販売電源料は、送配電部門が販売した電気の料金に限られている。

(6) 託送収益は、電源線に係る収益が除かれている。

(7) 電気事業雑収益は、次の額の合計額である。

- ① 接続検討料収益、自家発並列料（発電設備の系統連系に伴い不可避免的に提供するサービスに係る料金を申し受けることによる収益をいう。）及び災害等扶助交付金
- ② 契約超過金収益、違約金収益、延滞利息収益（小売電気事業に係る料金又は託送供給等に係る料金の支払期日経過後に発生する利息に係る収益をいう。）、臨時工事費収益、諸工料収益、検査料収益及び諸弁償代収益（電気工作物等の設備の賠償に伴い受領した収益をいう。）（以下「契約超過金収益等」と総称する。）のうち、託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款に基づき収受した収益
- ③ 電気事業雑収益（①に掲げるもの及び契約超過金収益等を除く。）に費用比（電気事業営業費用（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額に占める本基準2. 及び3. に定めるところにより送配電部門の費用として整理された額（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額

2. 設定した基準

地帯間販売電源料のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金で手当てされる費用に相当する額、託送収益のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第13条の3の3第3号の交付金で手当てされる費用に相当する額、及び電気事業雑収益のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金については、送配電部門以外の収益に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「収益認識に関する会計基準」の適用に伴い、再エネ特措法交付金を送配電部門以外の収益に整理

する規定は無くなったものの、再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法交付金として電気事業営業収益に計上されているものがあり、再エネ特措法交付金がこれまで送配電部門以外の収益に整理されていたことを踏まえると、当該収益を送配電部門以外の収益に整理する必要があることから、上記基準を設定したもの。

(別紙)

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準）2.（1）に規定する基準

2.（1）発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。

「電気事業の託送供給等収支に関する監査について（令和4年6月21日 20220615 電委第5号）」2

（1）②ロに規定する基準

2. 電気事業営業費用のうち、送配電部門の費用が、本基準2.（1）に基づき、次のとおり整理されていること。

（1）一般管理費は、次のとおり整理されている。

電気事業営業費用のうち、送配電部門に係る費用は、次の方法により抽出することにより整理されている。

② ①で整理された一般管理費は、次の方法により水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費（以下「8部門」という。）に配分することにより整理されている。

ロ イの整理により難い費用は、別表第1. に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理されている。

別表第1. 活動帰属基準、配賦基準分類表

	一般管理費	
	活動帰属基準	配賦基準
賃借料	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る。)	—
委託費	—	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)

2. 設定した基準

		一般管理費	
		活動帰属基準	配賦基準
賃借料	借地借家料 (直課分以外)	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る。)	—
	機械賃借料 (直課分以外)	直課された各部門人員数比	—
	その他賃借料	—	直課された各部門賃借料比
委託費	清掃業務	—	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)
	警備業務	—	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)
	業務機械化関係委託費	直課された各部門人員数比	—
	低濃度P C B処理費用 (直課分以外)	—	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)
	その他委託費	—	直課された各部門委託費比

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

賃借料のうち、機械賃借料（直課分以外）については、設備等の利用に応じて発生する費用であることから、当該費用の発生により関連が見られる「直課された各部門人員数比」を設定することとした。

また、委託費のうち業務機械化関係委託費についても、業務の機械化に応じて発生する費用であることから、当該費用の発生により関連が見られる「直課された各部門人員数比」を設定することとした。

配賦基準については、活動帰属基準により配分された賃借料または委託費を除く当該費用を8部門に整理するものであることから、各部門の実態に応じた整理を可能とすべく、「直課された各部門賃借料比」および「直課された各部門委託費比」を設定することとした。

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準）2. に規定する基準

2.（1）発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。

（2）その他に整理された費用のうち、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送配電部門の費用に整理すること。

「電気事業の託送供給等収支に関する監査について（令和4年6月21日 20220615 電委第5号）」2（3）及び（5）並びに3に規定する基準

2. 電気事業営業費用のうち、送配電部門の費用が、本基準2.（1）に基づき、次のとおり整理されていること。

（3）地帯間購入電源費は、送配電部門が購入した電気の料金に限られている。

（5）他社購入電源費は、送配電部門が購入した電気の料金に限られている。

3. 本基準2.（2）中の「その他に整理された費用」のうち、事業税、開発費、開発費償却及び電力振替勘定（貸方）が、当該額に料金収入比を乗じて得た額に限られていること。

2. 設定した基準

他社購入電源費、地帯間購入電源費及び事業税のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金にて手当される費用については、送配電部門以外の費用に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「収益認識に関する会計基準」の適用に伴い、再エネ特措法交付金相当額を送配電部門以外の費用に整理する規定は無くなったものの、再エネ特措法交付金相当額として電気事業営業費用に計上されているものがあり、再エネ特措法交付金相当額がこれまで送配電部門以外の費用に整理されていたことを踏まえると、当該費用を送配電部門以外の費用に整理する必要があることから、上記基準を設定したものの。

(別紙)

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準）2.（1）に規定する基準

2.（1）発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。

「電気事業の託送供給等収支に関する監査について（令和4年6月21日 20220615 電委第5号）」2.（11）③へに規定する基準

③ ①及び②により整理された非離島等供給費用は、次の方法により、ネットワーク給電費用、給電費用のうちネットワーク給電費用以外の費用（以下「非ネットワーク給電費用」という。）、ネットワーク販売需要家費用、販売需要家費用のうちネットワーク販売需要家費用以外の費用（以下「非ネットワーク販売需要家費用」という。）、ネットワーク一般販売費用及び一般販売費用のうちネットワーク一般販売費用以外の費用（以下「非ネットワーク一般販売費用」という。）に整理されている。

へ ホの整理により難しい費用は、別表第1.に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理されている。

別表第1. 活動帰属基準、配賦基準分類表

	販売費	
	活動帰属基準	配賦基準
委託費	—	業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)

2. 設定した基準

		販売費	
		活動帰属基準	配賦基準
委託費	コールセンター関連 業務（本島）	電話受付数比	—
	その他委託費		業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件 及び賃借物件とする。)

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

コールセンター関連業務（本島）については、電話受付数に応じて発生する性質であることを踏まえ、当該費用の発生により関連が見られる「電話受付数比」を設定することとした。

(別紙)

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準）4.に規定する基準

4. 2. 及び3. の規定により送配電部門の費用として整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費及びその他の費用について、様式第1第2表により設備別費用明細表を作成すること。

2. 設定した基準

様式第1第2表の「接続供給託送料」と「電源開発促進税」の費用項目の間に、「賠償負担金相当金」、「廃炉円滑化負担金相当金」および「廃炉等負担金」の費用項目の入力欄を加える。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

令和4年3月31日（号外第70号）公布経済産業省令第24号（電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令）に定める様式第1第2表では、「賠償負担金相当金」、「廃炉円滑化負担金相当金」および「廃炉等負担金」の費用項目の費用を入力する欄が無く、適切な費用整理をする必要があることから、上記基準によることとした。